第十一・四十条　特許の試験目的の使用

第十一・三十八条（与えられる権利の例外）の規定の適用を制限することなく、各締約国は、試験目的（注）で行う行為でないとしたならば特許を侵害することとなる行為について、特許を付与された発明の対象事項に関して試験目的で行う行為である場合には、いかなる者もこれを行うことができることを定める。

注　各締約国は、第十一・三十八条（与えられる権利の例外）の規定に適合して、いかなる行為が「試験目的」の意味に該当するかを決定することができる。

第十一・四十一条　審査及び登録の手続上の側面

1　締約国は、それぞれの特許制度の全ての利用者及び公衆全体の利益のため、それぞれの特許制度の質及び効率性を向上させること並びにそれぞれの権限のある当局の手続及び手順を簡素化し、及び合理化することの重要性を認識する。

2　各締約国は、次の事項を含む特許制度を定める。

(a)　出願人に対して特許の付与を拒絶する理由を書面により通知するとの要件

(b)　出願人がその出願について補正し、及び意見を述べるための機会（注）

注　この(b)の規定の適用上、締約国は、「補正する」には補充を含むことができること及び「意見を述べる」には出願人の出願についての権限のある当局による認定に対する説明又は応答（当該応答が出願についての補正又は補充と併せて行われるかどうかを問わない。）を含むことができることを了解する。

(c)　特許に関し、当該特許が付与される前に少なくとも次のいずれかのことを行うための機会

(i)　特許出願に対して異議を申し立てること。

(ii)　特許出願の請求の範囲に記載されている発明の新規性又は進歩性を否定し得る情報を権限のある当局に提供すること。

(d)　特許に関し、当該特許が付与された後に少なくとも次のいずれかのことを行うための機会

(i)　その付与に対して異議を申し立てること。

(ii)　抹消を求めること。

(iii)　取消しを求めること。

(iv)　無効を求めること。

(e)　異議申立て、抹消、取消し又は無効の手続における行政上の決定（注）について理由を示し、かつ、書面によるとの要件。当該行政上の決定については、電子的手段によることができる。

注　この(e)の規定の適用上、「行政上の決定」には、準司法的な決定を含めることができる。

第十一・四十二条　特許の猶予期間

締約国は、イノベーションを支えるため、発明に新規性があるかどうかを判断するに当たり発明の公衆への開示のうち一定のものを考慮に入れないとの特許の猶予期間が有益であることを認識する。

第十一・四十三条　電子的な特許出願のシステム

各締約国は、特許出願人による出願を容易にするため、電子的な特許出願のシステムを採用するよう奨励される。

第十一・四十四条　十八箇月後の公開

1　各締約国は、特許出願について、その出願日又は優先権が主張される場合には最先の優先日から十八箇月を経過した後、速やかに公開する。ただし、当該出願が先に公開され、又は取り下げられ、放棄され、若しくは拒絶された（注）場合は、この限りでない。

注　締約国は、この条の規定の適用上、出願が各締約国の法令に従って取り下げられ、放棄され、又は拒絶されることを了解する。

2　締約国は、1の規定に従って係属中の出願を速やかに公開しない場合には、当該出願又はこれに対応する特許を実行可能な限り速やかに公開する。

3　この条のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると当該締約国が認める情報を公開することを要求するものと解してはならない。

4　各締約国は、1に規定する期間が満了する前に出願人が早期の出願の公開を請求することができることを定める。

第十一・四十五条　先行技術としての情報（インターネットにおいて公に利用可能とされたもの）

締約国は、インターネットにおいて公に利用可能とされた情報が先行技術の一部を構成し得ることを認識する。

第十一・四十六条　迅速な審査

各締約国は、自国の法令及び規則に従い、特許出願人がその特許出願についての迅速な審査を要請するための国内手続を定めるよう努める。

第十一・四十七条　国際特許分類制度の導入

各締約国は、千九百七十一年三月二十四日にストラスブールで作成された国際特許分類に関するストラスブール協定（随時行われる修正を含む。）に適合する特許分類制度を利用するよう努める。

第十一・四十八条　植物の新品種の保護（注）

注　第十一・三十六条（特許を受けることができる対象事項）3(b)の規定の適用については、植物の品種の保護に関し、この条の規定に従う。

各締約国は、植物の品種の保護に関する効果的な特別の制度によって植物の新品種に対する保護を与える。

第Ｆ節　意匠

第十一・四十九条　意匠の保護

1　各締約国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護を定める。締約国は、意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとすることを定めることができる。締約国は、主として技術的又は機能的な考慮により特定される意匠については、このような保護が及んではならないことを定めることができる。

2　各締約国は、繊維の意匠の保護を確保するための要件、特に、費用、審査又は公告に関する要件が保護を求め、又は取得する機会を不当に害しないことを確保する。各締約国は、意匠法又は著作権法によってこの義務を履行することができる。

3　各締約国は、保護されている意匠の権利者が、その承諾を得ていない第三者が保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠を用いており、又は含んでいる製品を商業上の目的で製造し、販売し、又は輸入することを防止する権利を有することを定める。

4　各締約国は、第三者の正当な利益を考慮して、意匠の保護について限定的な例外を定めることができる。ただし、保護されている意匠の通常の実施を不当に妨げず、かつ、保護されている意匠の権利者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。

5　各締約国は、次のいずれかのものが意匠としての保護の対象となることを確認する。

(a)　物品の一部に具体化された意匠

(b)　適当な場合には、自国の法令に従い、物品の全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠

第十一・五十条　先行意匠としての情報（インターネットにおいて公に利用可能とされたもの）（注）

注　この条の規定は、締約国に対し、自国の行政当局が意匠の実体審査を行うことを確保することを要求するものではない。

締約国は、インターネットにおいて公に利用可能とされた情報が先行意匠の一部を構成し得ることを認識する。

第十一・五十一条　意匠の登録又は付与及び出願

各締約国は、次の事項を含む意匠の登録又は付与のための制度を定める。

(a)　出願人に対して意匠の登録又は付与の拒絶の理由を書面により通知する（電子的手段によることができる。）との要件

(b)　出願人が、意匠に関して自国の権限のある当局からの通知に応答し、及び意匠の登録又は付与の拒絶に対して異議を申し立て、又は不服を申し立てるための機会

(c)　登録又は付与の取消し、無効又は抹消を求めるための機会

(d)　取消し、無効又は抹消の手続における行政上の決定（注）について理由を示し、かつ、書面によるとの要件。当該行政上の決定については、電子的手段によることができる。

注　この(d)の規定の適用上、「行政上の決定」には、準司法的な決定を含めることができる。

第十一・五十二条　意匠の国際分類制度の導入

各締約国は、千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定（随時行われる修正を含む。）に適合する意匠の分類制度を利用するよう努める。